

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成24年4月27日(金)午後5時00分～午後7時10分  
場所 札幌高等裁判所5階大会議室  
出席者 司会者 佐久間邦夫(札幌地方裁判所長)  
法曹出席者 加藤 学(札幌地方裁判所刑事第3部総括判事)  
岡田和人(札幌地方検察庁公判部検事)  
渡邊 宙(札幌弁護士会弁護士)  
裁判員経験者 5人

報道機関出席者：

朝日新聞  
毎日新聞  
読売新聞  
北海道新聞  
共同通信  
HBC  
u h b  
STV

(合計8人)

### 本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶

司会者(佐久間所長)

私は札幌地方裁判所長の佐久間でございます。本日は司会を務めさせていただきます。裁判員裁判は平成21年5月に始まりましたが、全国の統計を見ますと、平成24年1月末までに4820人の被告人について裁判員裁判として起訴され、審理を終えた被告人も3343人に上っています。また、選任された裁判員の方も1万8000人を超えています。札幌地裁では、平成24年3月末までに82件の裁判員裁判が開かれており、裁判員と補充裁判員を併せますと673人の方を選任させていただいております。このように裁判員裁判は相当行われてきている状況です。

本日は、札幌地裁で裁判員裁判を経験された5人の方に御出席いただきまして、率直な御感想や御意見を伺って、今後の制度の運用改善に役立てますとともに、今後裁判員裁判に参加される方々に向けたメッセージもお伺いできれば幸いです。

まず、本日この会に出席いただいた法曹の方から、一言ずついただきます。

岡田検事

札幌地方検察庁公判部に所属しております検事の岡田でございます。2年前の平成22年4月に公判部に異動してきてから約2年間公判を担当しております。裁判員裁判も十数件経験しています。検察官の公判活動がどのように裁判員の方に伝わっているのか興味のあるところですが、裁判員経験者の方から御意見を伺う機会は普段ありませんので、本日は忌憚のないところをお聞かせ願えればと思っています。よろしくお願

ます。

渡邊弁護士

弁護士の渡邊と申します。本日は貴重な御意見をいただけるということで楽しみにしております。検察官もおっしゃったとおり、裁判員を経験した皆さんから直接お話を伺う機会はなかなかありませんので、弁護人のよいところ、悪いところを教えていただきたく、特に悪かったところについては辛辣に御指摘いただいて、今後の弁護活動の参考にさせていただこうと思っていますので、よろしくお願いします。

加藤判事

札幌地裁刑事3部で裁判官をしております。裁判官になって24年になります。平成23年4月に当庁に異動してまいりましたが、前任の東京地裁立川支部でも裁判員裁判を担当しておりましたので、件数的には多くの裁判員裁判を経験しているほうかと思えます。裁判官としても、裁判員の方が話しやすくするためにどうしたらよいか、日々工夫しているところですので、本日、裁判員経験者の方々から御意見を伺いたいと思っています。よろしくお願いします。

## 裁判員経験者の紹介，裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者（佐久間所長）

それでは、裁判員裁判経験者の皆さんから、裁判員裁判を経験しての全般的印象や感想をお聞きしましょう。

その前提として、それぞれの皆さんが担当された裁判員裁判を思い出していただくため、事件の特徴を簡単に御紹介します。

番号でお呼びするのは恐縮ですが、1番さんから3番さんは、刑事1部の同じ事件を担当されました。この事件は、今年の1月20日金曜日に選任手続が行われた強姦致傷被告事件で、翌週の23日月曜日に審理に入り、同日午後4時まで証拠調べを終えて弁論が終結され、24日に評議、25日に懲役4年6月の判決が宣告されたと聞いております。

1番

まず、なぜ自分が裁判員になってしまったのかというのが率直なところでした。今は、確率的に低いことなのに、貴重な経験という表現はどうかと思いますが、非常に特異な経験をさせてもらったと思っています。事前に、裁判員には法律的な知識は不要とお聞きしてはいましたが、そうは言ってもそういう知識は多少は必要だろうと考えていました。裁判員を経験した現在では、法律的な知識は本当に不要で、個人の常識で判断すればよいのだと分かりました。

2番

当初は、裁判ということで、厳格なイメージを持っていましたが、対応してくれた裁判所の方が優しい感じだったので、印象が変わりました。裁判当日の意見交換も自然で気兼ねなく対応することができましたし、皆さんが素直に話せていたと思います。難しい言葉も、噛み砕いて理解しやすくしてもらいました。法廷はとても大きく、目線が高いことには慣れませんでした。貴重な体験をすることができました。

3 番

裁判というものは、日常を離れたもので、小説やテレビドラマの中にしかないイメージでしたが、今回裁判員裁判に参加することで裁判が身近なものになりました。それ以後も裁判について考えるようになりましたし、貴重なよい経験をさせてもらったと思っています。

司会者（佐久間所長）

4 番さんが担当されたのは刑事 2 部の殺人・殺人未遂の事件で、今年 1 月 23 日月曜日の午前に選任手続があり、同日の午後から審理が始まり、25 日に弁論が終結されました。26 日に評議の上、27 日金曜日に懲役 10 年の判決が宣告されました。

4 番

重い事件だったので、裁判員をしていた期間中、気分は重く、家に帰ってからは考えたくない感じでした。余計な情報を耳に入れたくなかったので、事件のことは調べないようにして、法廷で見聞きしたことだけで考えようと気をつけていました。悔いが残らないよう、証拠調べで質問をしたり、評議でも自分の意見を述べるよう心がけていたので、自分の中ではそれができたと思っています。よい経験という言い方がよいか分かりませんが、貴重な体験をしたと思っています。

司会者（佐久間所長）

5 番さんが経験された事件は刑事 3 部の放火の事件で、今年 1 月 18 日午前に選任手続をし、午後から審理が始まり、翌 19 日に論告、弁論の上で評議を行い、20 日に懲役 5 年の判決が宣告されました。

5 番

初めての経験でしたから、最初は何をしているのかさっぱり分かりませんでした。話を聞いているうちに、放火についての裁判で、被告人には障害があるということが分かってきました。最初は、障害を持っているのだから半分くらいの刑でよいのではないかとも思っていたのですが、最後には、善悪を判断できるのだから、障害者であってもダメなものだダメだと思うようになりました。

## 冒頭手続に関して

司会者（佐久間所長）

それでは次に、具体的な手続の中での感想等をいただきましょう。お手元にお配りした「裁判員裁判手続の流れ」という書面に記載された手続の流れに沿ってお聞きしていきます。まず、冒頭手続についてですが、法曹の方から質問はありますか。

加藤判事

最初に被告人と対峙したとき、緊張しましたか。

5 番

緊張しました。ほかの裁判員の方たちもそう言っていました。

1 番

入廷して席に座ってみると、見下ろす感じになっていましたので、自分が偉くなったと勘違いしないようにと思いました。被告人と対峙してみると、極悪人のイメージはな

く、ごく普通の青年だと思いました。

4 番

被告人が心神耗弱だったかどうかが争点の事件でしたが、法廷で被告人を見たとき、治療のための薬の影響なのか少しぼんやりしていましたので、この人は質問に答えられるのだろうかと不安に思いました。法廷には傍聴人が意外と多く、それを見て緊張しました。

## 証拠調べに関して

司会者（佐久間所長）

では、証拠調べ手続の段階に入ります。証拠調べには、冒頭陳述、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問という4つの段階がありますが、まず、冒頭陳述からお聞きします。

岡田検事

冒頭陳述では、事件全体を分かりやすくするため、証拠の中身が分かるように、着目点を分かりやすいように説明する書面をお示した上で、検察官から簡単に説明したと思いますが、それは分かりやすかったですでしょうか。率直な感想をお聞かせください。

4 番

検察官の書面は分かりやすくよかったですと思います。ほかの裁判員もそう言っていました。事件全体について、このような証拠があるということが分かりやすくなっていましたので、この書面を持って帰りたいと思いました。

岡田検事

具体的によかったのは、どういうところでしたか。冒頭陳述の後、証拠書類の取調べや証人尋問や被告人質問のときにも役立ちましたか。

4 番

時系列的に整理されているので、前に起きたことと関係があるとか、どの段階の証拠になるのかといったことが分かりました。また、証人尋問や被告人質問との関係でも分かりやすかったと思います。

司会者（佐久間所長）

証拠調べの間、検察官作成のその書面を参照していたのですか。

4 番

はい。時系列が分かりますので、それを見ながらだと、全体像がよく分かりました。

1 番

概要的にまとめてもらっていましたので、証拠調べの中で頭を整理するのに役立ちました。分量は1枚でしたので、証拠調べ中に気づいたことは全部自分でメモしなければならず、それは辛かったです。全体像の把握には十分でした。

5 番

検察官の話を聞いていて、分かりやすいと思いました。普通の人でも事件のことが分かると思います。とても参考、勉強になりました。

岡田検事

検察官の冒頭陳述について、ダメなところ、こうしたほうがよいというところはありませんか。

(発言なし)

渡邊弁護士

弁護人の冒頭陳述について、それぞれ担当した事件では書面の交付がありましたか。その書面は分かりやすかったですでしょうか。

4番

弁護人からの書面もありました。担当した事件は事実関係に争いはなかったので、検察官と弁護人の両方から交付された書面を見て、十分理解ができました。

1番

私が担当した事件も事実関係に争いはありませんでしたから、弁護人から交付された書面も、情状酌量をお願いしたいとの内容でした。検察官のものより簡単だったという印象です。

2番

検察官の書面と弁護人の書面とを比較すると、それぞれフォーマットは異なっており、検察官のものは真面目にきちんと作成されているという印象でした。弁護人のものはもう少し軽いイメージが残っています。双方とも要点はまとまっていました。

司会者(佐久間所長)

双方の書面を比較するという視点ではいかがでしょうか。

2番

検察官の書面は、訴えたい点にポイントが置かれ、吹き出しが用いられるなど、流れがアピールされていました。弁護人の書面は、箇条書きで、情状酌量の余地についてポイントが並べられているものだったという記憶です。

司会者(佐久間所長)

形式を含めて工夫されていたということですか。インパクトはどうでしたか。

2番

インパクトを強く押し出すべきか、分かりやすさを重視すべきか、悩むところです。真摯に内容を伝えるとしたら、分かりやすさを重視するべきかもしれません。検察官は、被害者から聞いた内容をまとめていましたし、弁護人は実際にあったことを強調して抑揚をつけていましたが、どちらがいいかは悩むところです。

3番

1番さん、2番さんのとおり、分かりやすかったと思います。

4番

私の担当した事件では、弁護人の書面のほうは箇条書きでシンプルでした。これはこれでよかったと思います。

渡邊弁護士

弁護人の冒頭陳述では、争点の立て方も述べられたと思いますが、こんなことが争点になるのかという疑問はありませんでしたか。また、弁護人が主張する争点が理解しづ

らなかった、争点が多すぎたといったことはありませんでしたか。

5 番

弁護人は、被告人を助けてやるというところが足りなかったと思います。

司会者（佐久間所長）

証拠書類の朗読，証人尋問や被告人質問など，具体的な証拠調べに入っていきたいと思います。

岡田検事

証拠書類の朗読では，写真や図面をモニターに映した上で，検察官が書面を読み上げたと思います。率直に言っていただいて，分かりやすかったですでしょうか。

司会者（佐久間所長）

検察官が証拠書類を朗読した時間は，1番から3番さんの事件では43分，4番さんの事件では100分以上，5番さんの事件では60分くらいだったようです。

1 番

冒頭陳述で配布された事案の概要1枚が手元にありました。被害者の供述をメインに調書の朗読を聞いていましたが，何気ない一言に事件の本質があるかもしれないと思うと，非常に緊張していました。手元のモニターに供述調書を映すなどして，耳で聞くとともに目でも追うと，理解が進むし記憶にも残ると思います。

2 番

その時に何を言われて何と言っていたか，評議の時もその点を確認してやり取りしたりもしました。実際にどのようなタイミングで言われたのかということ思い出すが大変だったというのが感想です。

司会者（佐久間所長）

供述調書の朗読を聞いているだけでは，なかなか思い出せないということですか。

2 番

そうですね。この発言をどのタイミングで言っていたかというようなことを覚えるのが難しかったです。特にこの事件は，被害者が長い時間被告人と一緒にいたこともあり，会話も多かったので，そんな印象でした。

3 番

聞いているだけでは記憶に残らないのです。ちょっと他のことを考えていると，その部分が飛んでしまいます。後から皆さんと話し合う中で，記憶を思い出したりするしかありません。被害者の方はいらっしゃいませでしたから，警察官が調べたものをお聞きするしかありませんでした。

司会者（佐久間所長）

仮定の話ですが，被害者の方から直接話を聞けたとしたら，分かりやすかったですでしょうか。

3 番

どうしてそういう状況になったのか，自分にも娘がいますので，知りたいと思いました。事件の内容としては，午前5時にラブホテルにいたということで，なぜ，そんな時間にそういうところにいたのだろうか，被害者としては善意でついていった感じでしょうが，男性のほうからするとついてきたからということになるのでしょうか。

司会者（佐久間所長）

そういう状況を，聞くことができれば聞きたいと思いませんか。

3 番

本人には酷だと思うが，私は主婦ですし，若い娘ですと，門限とかそういうことが先に立ちます。一人暮らしで，誰にも相談できなかったのだろうかなどと考えさせられます。

司会者（佐久間所長）

1 番さん，2 番さんは，調書の朗読だけでなく，被害者に質問ができたとしたら，印象が違ったと思いませんか。

1 番

質問ができれば理解が深まると思いますが，非常に質問はしづらいただろうと思います。今回は事実には争いがなかったので，おそらく結果は変わらなかっただろうと思います。

2 番

生の声があったら，印象にも残るかなとは思いますが。今回は事実には争いが無い事件でしたが，仮に争いがあった場合・・・。

4 番

朗読は長かったというのが正直なところでした。メモしながら聞いていたのですが，集中力がとぎれそうになりました。できれば朗読ではなく，手元に見るものがあれば楽だったと思いました。後のほうになると慣れたこともあって，聞くことに集中するようにしていましたが，最初は必死にメモ取りをしていました。写真が結構ありまして，モニターに映るのですが，被害者の遺体の写真のほか，被告人が犯行を再現した様子を写したのを見ました。事実には争いがなかったので，ただ見ていただけでしたが，被告人の記憶を基に再現したものと，被害者の証言を基に再現したものを，しばらく時間が置いて見せられたのですが，流れが異なる気がしました。事実には争いが無いので比べる必要はありませんでしたが，気になりました。

司会者（佐久間所長）

5 番さんの事件では検察官の朗読は64分でしたが，どのような印象でしたか。

5 番

よく分かりました。

岡田検事

朗読が長い印象という話もありましたが，朗読が不要なものとか，朗読の順番などで，御意見はありますか。

2 番

証拠を出してもらったタイミングはよかったと思います。時系列で，被告人が現場にいたことを説明するタイミングで現場の証拠を見せてもらったり，再現したイメージを順次見せてもらったので，イメージはしやすかったです。

岡田検事

このような証拠もあればという指摘はありますか。

4 番

必要性はよく分かりませんが，犯行当時の録音があったとは聞いていました。内容が

ショッキングだったためか、証拠にはなっていませんでしたので、それが気になりました。ただ、聞いたら聞いたで、聞きたくなかったと思ったかもしれませんが、録音を流さないまでも、犯行当時の再現をして、何か説明があったらよかったかもしれません。

岡田検事

それは音を文章にするといったことですか。

4 番

そういう感じです。ただ、必要かどうかは分かりません。

司会者（佐久間所長）

弁護人の書証の取調べについては、1番から3番さんの事件で2分、4番さんの事件で28分、5番さんの事件で14分となっています。

渡邊弁護士

自白ばかりでしたので、弁護人の書証は謝罪文などだったと思いますが、被告人質問前に、あえて謝罪文が書面で出て、それを朗読したということについて、率直にどう思いましたか。

1 番

どのような文だったかの記憶は定かではありませんが、謝罪文を聞いていて、随分刑を軽くしてほしいと言っている感じがしました。できれば刑の執行を猶予してもらって、その分稼いで、損害を賠償するといった内容だったと思いますが、本当に罪を悔いて、謝罪しているとの印象はちょっと弱かったと思います。

司会者（佐久間所長）

4番さんの事件は報告書が出ていたんですかね。

4 番

弁護人の証拠調べで、被告人が110番通報したときを再現した報告書を聞いたのは覚えています。正直、何のためかよく分かりませんでした。

司会者（佐久間所長）

そのほか、被告人が送ったメールが出ていましたね。趣旨は分かりましたか。

4 番

メールは、被告人が精神的な病気で変なことを書いている様子が分かる感じがしました。110番通報の方は、どうして弁護人が力を入れているのかが分からなかったんですが、本当は、被告人がところどころ電話を切っしまい、またつながったりというその間が省略されたということで、後でまた再現されたので、2回聞いて他の証拠の印象を吹っ飛ばしてしまいました。争点の一つが自首が成立するかだということを裁判官の説明を聞いて、あとで趣旨を理解しました。

5 番

ライターで火を点けて、部屋の一部が燃えてしまったのですが、被告人が病気で自分で判断ができないことが残念に感じました。弁護人が被告人を助けてやろうという気がないような気がしました。

司会者（佐久間所長）

それでは証人尋問ですが、証人尋問は4番さんしか経験されていませんが、証人尋問の対象は鑑定人の医師と、弁護側の情状証人の被害者自身のこの2人ですね。



岡田検事

検察側の精神鑑定の結論の中で、心神耗弱の説明をした医者証言ということで、非常に難しい言葉がある分野ですが、印象はいかがでしたか。

4番

病気の話で、被告人は心神耗弱であるという内容でした。プレゼンとして、最初にスクリーンを使って病気の説明をしたんですが、はっきり言って専門的でかなり難しいと思いました。一緒に裁判員をした人もかなり困惑していました。ただ、質問に対する答えは、分かりやすく答えてくれて理解が進んだと感じました。

司会者（佐久間所長）

質問の方が分かりやすかったけど、最初のプレゼンは難しかったということですか。

4番

はい。病気に関するプレゼンで、必要な知識だとは思いますが、分かりやすいものではありませんでした。

司会者（佐久間所長）

被害者の証人尋問で、被害者の調書の朗読の記憶と、被害者の証人尋問の証言との重複や理解のしやすさ等で印象に残っていることはありますか。比較して特に重なった点というものはなかったでしょうか。

4番

そうですね。

司会者（佐久間所長）

調書の朗読の内容と証人尋問で、どちらが記憶に残っているとかが、理解のしやすさとか違いはありますか。

4番

特にはありませんでした。

渡邊弁護士

今回の情状証人は娘さんでしたが、どんな印象でしたか。

4番

正直気の毒というか、本当はいろいろと何か彼女に聞くべきだけど聞けなくて、質問はしたんですが、聞いて良かったのかと思いました。よく来てくれたなと思いました。

渡邊弁護士

他の事件は証人尋問がありませんでしたが、どうしていないのか等疑問に思いませんでしたか。

2番

事件は現場が個室だったし、関係者がいなくて少ないという話は聞いてましたので。

司会者（佐久間所長）

5番の方にお伺いしますが、施設の管理人や入居者の供述調書が出ていたと思いますが、実際に法廷で証言を聞いたかったということはありませんか。

5番

被告人は火を点けて逃げてしまい、残った人が窓を破って火を消したわけで、知恵が働いたら別の所に知恵を働かせればよかったと思います。

司会者（佐久間所長）

そのような事実関係について，管理人や入居していた人に直接法廷で聞ければ良かったと思いませんか。

5 番

もっとその時のことを生々しく語ってくれたのではないかと思います。

司会者（佐久間所長）

被告人質問ですが，1 番から 3 番の方々の事件は約 1 時間半，4 番の方の事件は 2 0 0 分近く，5 番の方の事件は 5 0 分ということで聞いております。

岡田検事

質問をしたかったけどできなかったとか，感想があれば聞かせてください。

司会者（佐久間所長）

質問をされた方はどのくらいいらっしゃいますか。

（1 番，2 番，4 番挙手）

岡田検事

感想をお聞かせくださいますか。

1 番

できれば途中で 1 回評議して再整理してからのほうが，もっといろいろ質問ができたかと思えます。途中，休憩はありましたが，できれば，被告人質問の間に，考えて話し合う時間が欲しいと思いました。

司会者（佐久間所長）

被告人質問の間ということですか。

1 番

被告人質問の前にですね。

岡田検事

被告人質問は，弁護士，検察官，裁判官，裁判員の順と聞いていますが，被告人質問の前と後で被告人に対する印象の変化はありましたか。

1 番

弁護士の被告人質問は，ずいぶん被告人に厳しい印象を受けました。例えば，被告人に現住所を聞いたとき，同棲していたけど出されたというような話をしたら，「要は捨てられたんでしょ。」ということを書いていたのですが，そんな言い方しなくても思いました。

2 番

検察官の冒頭陳述では，被害者が被告人に長い刑期を務めてほしいと言っていたとのことだったのですが，被告人質問で検察官がどうやって償うつもりか質問したのに対し，早く刑期を終えてお金を返したいと述べていて，被害者の要望をまじめに聞いていたのかなと，認識の違いを感じました。

4 番

被告人は病気の治療中で，薬の影響もあり，質問の答えが進まず，こんな状態でいい

のかと、被告人がまともに答えているのかなと思いました。また、被害者側の意見陳述で、被害者の身内の人から被告人が年賀状を出していて悔いていないという話ができてしまったのですが、家族にも年賀状を出して、さらに他の友達にも出していたことが被告人質問で分かり、被告人は結局反省していないのかなというのが被告人質問での印象です。

岡田検事

検察官の質問で印象に残ったことはありますか。

1 番

検察官質問は厳しいのは当然だと思います。その中でも理路整然としていたと思いました。

4 番

もっと怖い感じの方とって思っていたが、思ったより優しいと感じました。

渡邊弁護士

被告人質問で、一番どんなところが印象に残りましたか。

1 番

検察官の質問の中で、被告人が以前強姦未遂事件を起こし、その時何を学んだのかと聞かれた時に、被告人が女性を深夜に連れ回してはいけないことを学んだと、少し的外れな回答をしたので、検察官が、女性の意に反して無理矢理そういうことをしてはいけないということを学ぶべきだったのではないかと断言していました。被告人は前の事件で何も学んでいなかったんだということで印象づけられました。

2 番

被告人に前科があったけど親が示談して訴えられずに終わったということだったのですが、今回被告人が両親に対して出した手紙が、最初は示談金を払ってほしいという内容で、次は見舞いに来てくれてありがとうということでした。私は被告人に質問したのですが、親が示談金を100万円払ったのに対し、被告人が両親に払ったお金が5万円くらいということだったので、反省の気持ちが少ないのかなと思いました。

## 弁論手続に関して

司会者（佐久間所長）

それでは弁論手続についてですが、まず検察官の論告求刑で検察官から質問はありますか。

岡田検事

求刑ですが、日本の刑法は刑に幅が有る中で、なぜこのような求刑になるのか等疑問はありませんか。

4 番

被告人は心神耗弱で、殺人、殺人未遂の割には短い刑だなと感じました。減輕なんだということは最初から聞いていて、納得したというよりは、まあそうなのかという感じでした。

司会者（佐久間所長）

それでは弁護人の弁論についてはいかがでしょうか。

渡邊弁護士

弁護人の弁論について、引き込まれるような弁論だったか、あるいは逆に、何を言っているのかというような感想はありませんか。

1 番

情に訴える面が強く出ていたなと思います。もう少し理路整然と、減軽を求めるような、具体的なところが出るとういいなと思いました。

4 番

本人も反省しているという文章がなく、被告人質問の流れでも被告人は反省していないという印象があったので、必ず入れるものではないのだろうかと感じました。

5 番

自分も被告人を見て、あんまり反省していないと感じました。

加藤判事

5 番の方の事件で、弁護人から、被告人を刑務所に入れるより治療的な刑の方がいいという意見がありましたが、この辺はどのように思いましたか。

5 番

罪は別だと思いました。罪は償って、その中で病気も治していくというほかないのではないのでしょうか。

## 評議に関して

司会者（佐久間所長）

それでは評議についてですが。

加藤判事

評議は話しやすかったですか。自分の考えが全部あるいは大体言えましたか。

1 番

とても話しやすかったです。事前のイメージとしては、評議と言っても裁判官の思うとおりに持って行かれるのではないかというイメージがあったのですが、それはなくて、対等な議論ができたなと。座席も裁判官と裁判員がごっちゃに座っていて、一緒に議論ができたという印象が強く残りました。

2 番

自分の意見を話しやすい雰囲気進めていけたなと思います。

3 番

私も同じです。

4 番

話しやすいと言えば話しやすかったです。

5 番

検察官もちゃんと最初から説明してくれたし、私たちも聞いていてよく分かりました。被告人は反省がなかったと思います。

加藤判事

分かりにくかったところがありますか。

2 番

争点の一つが、どの段階で被害者を騙そうとしたかということだったのですが、心情的なところは、意見をまとめるのが大変そうでした。

加藤判事

4 番の方の事件は、心神耗弱の点もあり、評議の中で、自分なりに質問するところまで議論が進んだなという感じですか。印象として。

4 番

実際に法廷で被告人を見て判断するのは難しかったです。その時点では被告人は病気の治療中で薬も飲まされている状態でしたので。医者の話と、法廷で聞いた範囲の中で判断するしかなく、そういう病気だと言われればそう思うしかないなという感じで、正直難しかったです。

### 守秘義務に関して

司会者（佐久間所長）

守秘義務についてですが、範囲が分からないとか負担感とかはいかがでしょうか。

1 番

私は会社で裁判員の経験談を発表する場があったんですけど、評議の秘密というか、裁判員裁判で評議が一番大事なところなので、そこが評議の秘密ということで自分の経験をほとんど話せないのが辛いなと感じました。少なくとも自分が評議で言ったことは認めてほしい、もし死刑判決になった時、自分は死刑に反対したんだと言えないのが辛いです。

司会者（佐久間所長）

評議の秘密の守秘義務について、趣旨目的の説明は受けましたか。

1 番

受けました。

2 番

話してもいい範囲がどこまでなのかということの説明は受けました。また、裁判が終わった後、個人情報の載っていない判決文を、これはお見せしても問題のない内容だという形で情報提供してもらい、そのおかげでどこまで話していいのかということが分かりやすかったです。

4 番

私が話をしたのはごく近い人ですが、評議の議論の流れを、誰が言ったという部分は伏せて、こういう議論があってこのような判決に至ったということくらいは、経験として本当は話した方が、これから裁判員をやる人の参考になっていいのではないかと思います。

司会者（佐久間所長）

守秘義務についての趣旨説明はありましたか。

4 番

ありました。

5 番

知人に話そうとしたら，その知人から守秘義務があるから話さない方がいいと言われてやめました。守秘義務があつて罰金も50万円になると言われました。

加藤判事

基本的に法廷で見聞きしたことは話してもよい，しかし，評議室の中のことは守秘義務の対象となることが多いです。どのような事件で裁判員をやったかというようなことは，法廷でも出てきた話ですので，この範囲では話せると説明すると，裁判員の方も気が楽になったようです。4 番の方のおっしゃった評議の流れという点は，たしかに微妙なところが出てくるのかなと思います。

### 記者からの質問

記者（北海道新聞）

評議と判決の内容が違うなという印象を持ったことはありませんか。

4 番

判決を読んで，頑張ってまとめてもらったなど，評議の内容を反映していただいたなと思いました。

1 番

私もそう思います。

5 番

私もそう思います。

記者（朝日新聞）

結構いい経験ができたと皆さんおっしゃっていましたが，もしもう一度やれと言われたらやりたいですか。やりたいとしたら具体的にどういう点でそう思いますか。

4 番

正直，積極的にやりたいかと言われるとそんなに気は進みません。今回の事件は，被告人が110番通報して自白しており，事実関係に争いがなく，気分的に楽でしたが，否認している事件に当たたらどんなにきついかと思います。近い時期に有名な事件で無罪を主張している事件があり，どんなに裁判員が大変だろうと思いました。そういうことを考えるとやりたい気にはなれないけど，もし話があれば，それは義務としてやり通したいと思います。

記者（読売新聞）

供述調書をモニターで見れたら分かりやすかったというようなお話がありましたが，このように全体を通して何か提案などはありませんか。

1 番

私は，調書というか，弁護士や検察官の持っている資料を手元で見たいです。モニターでも印刷されたものでもいいんですが，耳で聞いているだけだと印象が深まらないので，印象が深まるようにして欲しいと思います。

4 番

私も同じで、耳で聞くよりも、同じものを目で見れたらいいなと思います。

記者（読売新聞）

弁護人の弁論が、情に訴えてばかりでもう少し理路整然としてほしい、物足りないという話がありました。具体的にもっとこんな主張があったら良かったというような点がありますか。

1 番

もっと被告人本人に違う面で光を当てられたらと。裁判が終わって家に帰ってから、被害者の供述調書の一文で、被告人について、「仕事を教えてくれる優しい先輩」という声があったのが頭に残っていました。被告人本人はそんなに悪い人ではないのではないか、酒でいつも失敗しているけど、被告人も言っていました。自分はアルコール依存の可能性があると。たまたま酒を飲んでしまったけど素面の時は心優しくて面倒見のいい人だと。そういう面に全く光を当てずに一方的に断罪したのではという気持ちが出てきたんです。弁護人はもう少しそういうところに光を当てて欲しかったです。家に帰ってからそういう思いがわいてきたのですが、もっと考える時間があって評議できればよかったですと思いました。判決は変わらないかもしれないけど、被告人本人も、そういう面に光を当ててもらえたかどうかにより、社会復帰した時の意識が違うのではないかと思います。

記者（札幌テレビ）

裁判員になって、その事件のマスコミ報道は見ないようにしていたというお話もありましたが、この3件の事件は全て各社取り上げたと思うんですが、もし逮捕時に報道で見て事件を知っていた場合、事件を知って裁判員に臨まれ、裁判が終わってからまた報道で目に触れたとき、マスコミ報道と実際の裁判とにかかわってどのように感じましたか。

4 番

事前には知りませんでした。裁判が始まる時に新聞に出ていたのと、判決の時の新聞を読みましたが、特に感想はないです。

記者（札幌テレビ）

事前に知って臨まれた人はいますか。いないですか。了解です。

記者（毎日新聞）

裁判終了後に、被告人は本当はいい人だと思ったというお話がありましたが、例えば被告人がその後どうなったかを教えてもらうとか、または裁判員同士で語り合う場とか、何か裁判を終えた裁判員の人にアフターケアがあればいいなと思うものがあればお聞かせください。

1 番

メンタルヘルスの面で、ここに連絡できますという紙はもらいました。でも本当に悩んでいる人はそういうところには連絡せず、評議の秘密ということで家族にも言えず、一人で抱え込む可能性があると思います。積極的に裁判所からその後のアフターケアをアプローチした方がいいのではないかと思います。

司会者（佐久間所長）

裁判所からのアプローチと言いますと具体的にはどんなことでしょうか。

1 番

例えば死刑判決が出た時に、個別にその後の何か・・・ちょっと具体的にあげるのは難しいのですが。一人で抱え込んでしまう可能性があると思います。

### 今後参加する人に対するメッセージ

司会者（佐久間所長）

最後に、これから裁判員をする人に対して、何か伝えてあげたいことや、裁判員を経験した印象など、一言ずつお願いします。

1 番

もし当たったら、積極的に経験すると思います。裁判が身近になり、制度に対する理解も深まったと思います。重たい事件についてぜひには言えませんが、できる限り参加された方がいいと思います。

2 番

裁判所の方々にも柔らかく対応してもらい嬉しかったです。裁判員は担当する事件によって、印象が変わると思うので、詳細が分からずにやるかやらないか決めるのがやりづらいですが、実際に裁判員をして、どういうふうに裁判しているのか直に知れて良かったと思います。

3 番

やる前は、人の人生に関わるのが怖かったけど、今回の事件は争点もなく、精神的には楽でした。重い事件は大変だろうと思いますが、法廷が開かれていれば裁判を傍聴できるということも、今まで関心は全くなかったけど今回知り、機会があれば裁判所に来て裁判を見ることもできると分かりましたので、より身近に感じられるいい経験になるとと思います。

4 番

普段生活している中では遠かった裁判所が身近に感じられ、いい経験だったと思います。法律の知識がない人でも怖がらずに参加していただけたらと言いたいです。ただ、重い事件は辛いだろうとは思いますが、それでもやはり、いい勉強になるのではないかと思います。

5 番

初めて裁判員をやって、こんなふうに裁判をしているということが分かりました。これからやる人にも教えてあげたいと思います。

### 法曹からの感想

司会者（佐久間所長）

それでは最後に検察官、弁護士、裁判官から一言ずつお願いします。

岡田検事

今日は大変貴重な意見をうかがう機会をいただきありがとうございました。裁判員裁判は我々の日常的な業務となってきたところ、このような機会は今後の改善に向け



て貴重な機会だったと思います。実際に裁判を身近に感じるようになったという御意見もいただきましたので、今後も裁判に関心を抱いていただければと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

渡邊弁護士

貴重な御意見をうかがう機会をいただきありがとうございました。今日の厳しい御意見をふまえてよりよい弁護活動をしていきたいと思います。今後もこのような話を聞ける機会があればいいと思います。ありがとうございました。

加藤判事

今日参加していただいた皆さんは、裁判員という大役を務めていただいたうえに、またわざわざ裁判所まで来てもらいありがとうございました。主に法廷での証拠調べの話が多かったと思いますが、どういう証拠を選んでどういう具合に調べるかという裁判所も考えていかないといけないことであり、また今日皆さんからご指摘のあった証拠の取調べのあり方、あるいは評議の休憩のあり方等、参考にしていきたいと思います。

司会者（佐久間所長）

皆さん本当に長い時間ご協力をありがとうございました。今日伺った御意見を今後の裁判員制度の運用の参考にしていきたいと思います。ありがとうございました。